

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度佐呂間町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 44,572 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費
681,401 千円

(単位:千円)

区分	目的別	平成30年度 決算額	財 源 内 訳					一 般 財 源			
			特 定 財 源				国庫支出金	道支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
			国庫支出金	道支出金	地方債	その他					
民 生 費	社会福祉費	264,561	97,365	52,387			3,492	111,317	12,954		
	老人福祉費	30,635		531		3,900	767	25,437	2,960		
	児童福祉費	181,926	45,023	11,840			23,689	101,374	11,798		
	小 計	477,122	142,388	64,758		3,900	27,948	238,128	27,712		
衛 生 費	保健衛生費	204,279	172	2,798			56,438	144,871	16,860		
合 計		681,401	142,560	67,556		3,900	84,386	382,999	44,572		

※経費区分については、地方財政状況調査(決算統計)に用いる目的別区分に分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。